

未定稿

耕作放棄地全体調査 質疑応答集

平成 22 年 11 月
農林水産省農村振興局

凡 例

全体調査要領

：耕作放棄地全体調査要領（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農村振興局長通知）

全体調査

：耕作放棄地全体調査

市町村及び農業委員会における耕作放棄地面積の管理について

：市町村及び農業委員会における耕作放棄地面積の管理について（平成 18 年 1 月 6 日付け 17 農振第 1477 号経営局構造改善課長・農村振興局企画部地域計画官連名通知）

緑：全体調査要領 3 の (1) に区分された土地

黄：全体調査要領 3 の (2) に区分された土地

赤：全体調査要領 3 の (3) に区分された土地

赤（判断未了）：全体調査要領 3 の (4) に区分された土地

農地・非農地判断基準

：耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号経営局長通知）

全体調査の実施について

：耕作放棄地全体調査の実施について（平成 22 年 10 月）

農用地区域に残置するか否かの判断基準

：「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2127 号農村振興局長通知）

利用状況調査

：農地法第 30 条第 1 項に基づく農業委員会により実施される農地の利用の状況についての調査

地域協議会等

：耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2207 号農林水産事務次官依命通知）第 5 に規定する地域協議会等の耕作放棄地対策を推進する組織

要解消地

：全体調査要領 3 の (1) 及び (2) に区分された土地（緑及び黄に区分された土地）

< 1 趣 旨 >

(問 1 - 1) 全体調査の実施目的いかに。

- 1 食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）に則して食料自給率 50%を達成するのに必要な農地を確保するためには、耕作放棄地を解消し、再生利用を推進する取組が必要不可欠です。
- 2 一方、耕作放棄地の解消に当たっては、その状況把握が前提となるため平成 20 年度より国及び都道府県の協力の下、市町村・農業委員会による現地調査が実施されてきたところです。
- 3 こうした取組を継続し、農地の再生利用の推進を図ることを目的に平成 22 年度以降も耕作放棄地の荒廃の状況等を把握する現地調査を実施し、その実態を明らかにするほか、把握した耕作放棄地に係る解消計画や解消実績等を取りまとめる耕作放棄地全体調査を実施するものです。

(問 1 - 2) 耕作放棄地解消へのアプローチとして、現在の手法（現地調査、解消計画の策定等）は適当か（多大な労力を要する全体調査にいかなる意義があるのか。）。

- 1 耕作放棄地の現状（その所在・地域区分、農業利用が可能なかどうか）や営農再開・保全管理といった方向性等を的確に把握（解消計画の策定）し、再生利用に向けた取組（営農再開・保全管理に向けた関係団体や所有者等との調整等）を推進するアプローチは、ご指摘のとおり多大な労力を要しますが極めて重要かつ有効な手法です。
- 3 そのため、平成 20 年度より都道府県や市町村・農業委員会の協力の下、上記手法を活用した耕作放棄地の解消・再生利用に取り組んできたところであり、平成 21 年度においては解消面積が 6 千 ha を超えるなど、一定の効果が発現してきました。
- 4 こうした状況を踏まえ、耕作放棄地の解消・再生利用に向けた取組を推進する手法として、引き続き都道府県や市町村・農業委員会等の協力をお願いするものです。

(問 1 - 3) 全体調査の実施には多大な労力を要すると考えられるが、人員・予算・時間の全てに制約がある中では調査精度や計画熟度には自ずと限界があるのではないか。

- 1 ご指摘のとおり人員・予算・時間の全てに制約がある中では、調査精度や計画熟度には自ずと限界があるところです。
- 2 しかしながら、耕作放棄地解消に向けた取組は、食料・農業・農村基本計画に則して食料自給率 50 %を達成するのに必要な農地を確保し、その有効利用を図るために推進しているものであり、また、全体調査の結果は、耕作放棄地の解消

実績と直接関連するデータであることから、可能な限り高い調査精度や計画熟度が必要となります。

- 3 加えて、市町村ごとの状況（既存資料の有無、耕作放棄地の規模、位置等）次第で、取組に必要となる人員・予算・時間が異なってくることから、全体調査要領に示している作業手順や取りまとめ方法を基本としつつ効率的な対応を図るようお願いしているところです。
- 4 更に、実際の現場では、これまでに把握されている耕作放棄地に関する情報を基礎として、国、都道府県、関係団体の支援・協力を最大限活用しつつ、地域の実情に応じて、
 - (1) 地番や面積が特定できない土地については複数筆を束ねて図上測量等により面積を把握する
 - (2) アクセスが不可能と見込まれる区域等については、関係団体等からの聞き取りや現場近傍の高所からの確認等をもって現状を把握する等、省力・柔軟な取組も含め、全体の状況把握に努めていただきたいと思います。

（問 1 - 4）調査対象・範囲いかん。

- 1 全体調査においては、耕作放棄となっている農地の荒廃の状況等を把握することを目的としていることから、調査対象は「現況が耕作放棄地となっている農地」としています（耕作者の意思を反映するセンサス上の取扱いとは異なります。）。
- 2 一方、調査範囲は全ての「農地」とします。
また、再生利用を検討する上では、耕作放棄地の地域区分ごとの状況も把握する必要があることから、農業振興地域外を含めた全ての地域区分で調査を行うこととしています。
- 3 なお、現地調査や聞き取りで把握した耕作放棄地が農地基本台帳に登載されていない場合、その地番や面積については別資料や図上測量等によって把握してください。

（問 1 - 5）調査対象とならないものはあるのか。

以下については調査の対象にはなりません。

- (1) 調査時に作付けがされていなくても、作付けが予定されているもの
(農作物の共済加入農地・調整水田等の不作付地・土地改良通年施行対象農地)
「調整水田等の不作付地」とは、調整水田（水田に水を張り常に水稻の生産力が維持されている状態での管理がなされているもの）や自己保全管理水田（耕作可能な状態での管理がなされているもの）等の保全管理がなされている農地を指します。
ただし、営農再開に一定以上の労力と費用をかけて再生作業等を行う必要がある自己保全管理水田等で、耕作放棄地再生利用緊急対策を活用する

水田は調査の対象としてください。

- (2) 農地基本台帳上、既に森林・原野化している土地に区分されているもの（「市町村及び農業委員会における耕作放棄地面積の管理について」に基づき、農地基本台帳に「×」印等が記された記録があるもの）

全体調査を極力効率化する観点から調査対象外としたものですが、当該地についても、市町村・農業委員会において、農業上の利用の増進について検討する必要があると判断するものについては、全体調査の対象としてください。

なお、当該地について、「農地・非農地判断基準」に規定する判断基準、事務手続により農地・非農地の判断を行うことも差し支えありません。

- (3) 採草放牧地

耕作放棄地に見えても荒廃前に農地ではなく採草放牧地であったものは調査の対象とはなりません（なお、家畜を放牧していた土地であっても牧草を播種し、施肥を行い、肥培管理して栽培しているような場合は「採草放牧地」ではなく「農地」となることから、従前の利用状況について十分に精査して判断してください。）。

< 2 実施体制 >

（問 2 - 1）現地調査を実施するに当たって、人員や予算が不足している。

- 1 ご指摘のとおり、人員や予算が不足している市町村もあるかと思いますが、本調査は、食料自給率 50 %を達成するのに必要な農地を確保し、その有効利用を図るために必要な調査ですので、その実施に当たっては、土地改良区役職員・総代、農業協同組合職員、農業共済組合の損害評価員に協力を依頼し、現場の状況を聴取する等の効率的な推進に努めてください。
- 2 また、
 - (1) 全体調査は、利用状況調査と調査手法及び内容が密接に関わっていることから、両調査の一括実施や、調査で得た情報の相互活用等効率的な調査の実施
 - (2) 会議費、地図購入・印刷等資料作成費、1の現地調査協力者への日当、通信運搬費等の調査に必要な経費を助成する農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（2分の1補助）の活用についてもご検討ください。
- 3 なお、補助金交付申請等に係る市町村の事務が円滑に行われるよう農政局等が支援しますので、随時、担当部署へお問い合わせください。

（問 2 - 2）都道府県職員の役割は何か。

- 1 都道府県職員は、全体調査に係る市町村の打合せに適宜参加し、市町村・農業委員会に対し、全体調査の実施方法・日程等に関し情報提供・指導を行います。
- 2 また、現地調査へ適宜参加し、耕作放棄地の区分方法等に関し情報提供・指導

を行います。

< 3 耕作放棄地の区分 >

(問 3 - 1) 黄に区分する土地とはどのようなものか。

- 1 人力（草刈り機）や農業用機械（プラウ、ハロー等）により草刈り・耕起・抜根・整地を実施しても、
 - ・ 用水路等が未整備又は破損していることにより用水の安定供給が困難
 - ・ 区画が狭小又は不整形で、機械作業が困難
 - ・ 排水条件が悪く湿地になっており、作付けが困難
 - ・ 表土の流出等により、良好な作土が不足
 - ・ 農道が未整備で、農地へのアクセスが困難等の理由により、直ちに耕作することができないものを黄と想定しています。

- 2 また、集団的にまとまりのある農地の中に耕作放棄地が点在し、その合計面積が大きく、周辺と一体的に基盤整備を実施することが有効な場合や重機を用いた抜根・整地が必要な場合も同様です。

(問 3 - 2) 全体調査の区分と、「農地・非農地判断基準」との関係いかん。

- 1 「農地・非農地判断基準」は、全体調査により現状が把握された耕作放棄地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断が必要になった場合の判断基準及び事務手続を規定するものです。

- 2 全体調査により緑及び黄に区分された耕作放棄地は、農地に当たります。

- 3 他方、全体調査において赤に該当すると考えられた土地について、その土地が農地に当たるのか非農地に当たるのかの判断は、「農地・非農地判断基準」に規定する判断基準及び事務手続により処理することとなります。

- 4 その際、非農地として判断するに当たっては、現況を再確認するとともに農業委員会の総会の議決を経る等慎重に対応する（「農地・非農地判断基準」に規定する事務手続を経る）必要があります。

- 5 なお、非農地に当たると判断するに至っていない土地は赤（判断未了）に当たりますが、赤（判断未了）に区分された土地については、次年度の調査において速やかに緑・黄・赤（非農地）に区分してください。

(問3-3) 「全体調査の実施について」の4頁に記述されている「集団的なまとまりのある農地」とは、

- (1) 10ha以上のまとまりのある農地のことか
- (2) 農用地区域内の農地に限られるのか
- (3) 「集団的なまとまりのある農地」の真ん中で森林化している耕作放棄地は何に区分すればよいのか
- (4) 「集団的なまとまりのある農地」が一面に森林化している場合、その土地は何に区分すればよいのか

(1) 集団的なまとまりの規模は、平場・中山間等地形的な条件のほか、法令上の制限・建築物の有無等社会的な条件によっても異なりますので、10ha以上の農地に限らず、地域の状況に応じて判断してください。

(2) 農用地区域外の農地も含まれます。

(3) この場合、一般的に規模が小さく農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難ではないことから、緑又は黄に区分されるものと想定しています。

(4) この場合、一般的に森林化による農地の荒廃化が著しく、開墾に匹敵するような条件整備を行わなければ、対象地を農地として利用できない場合と考えられることから「農地・非農地判断基準」に基づき赤に区分されるものと想定しています。

なお、上記の「開墾に匹敵するような条件整備」とは、伐採、抜根、切盛土、整地、耕盤造成(田)、畦築立(田)、客土、土壌改良等を総合的に実施するものとなります。整備の内容が伐採や抜根のみの場合は該当しません。

(問3-4) 森林化・原野化している土地が過去に基盤整備を実施した土地である場合でも、赤の区分としてもよいのか。

全体調査における区分や「農地・非農地判断基準」に基づく非農地判断(赤への区分)は、過去に基盤整備を実施したか否かではなく、農地法の趣旨に基づき、(問3-2)の答に示した方法に沿って行ってください。

(問3-5) 「全体調査の実施について」の4頁に記述されている「農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されている土地」は赤には含まれないとすることの理由いかな。

1 当該耕作放棄地の条件整備を目的とした基盤整備事業の場合、区分は黄、解消分類は「基盤整備後営農再開(B)」とされるものと考えられます。

2 また、当該事業の一定地域に耕作放棄地が部分的に含まれる基盤整備事業の場合、当該耕作放棄地は、集団的なまとまりのある農地の中に存在すると考えられ、区分は緑又は黄、解消分類は「基盤整備後営農再開(B)」とされるものと考えられます。

(問3-6) 「調査は、市町村・農業委員会が行う」とされている一方で、農地・非農地の判断について市町村が農業委員会に依頼する手続(「農地・非農地判断基準」第2の1)が規定されている趣旨いかん。

市町村が農業委員会に判断を依頼する手続は、農地・非農地の判断を慎重に行うことで、安易に非農業的利用を行うのではなく、農業利用に最大限努めていただきたいという趣旨から設けたものです。

(問3-7) 所有者が不明の場合でも「農地・非農地判断基準」に係る事務手続を進めることができるのか。

- 1 農地・非農地の判断に係る事前通知を郵送したが宛先不明により返送された等、所有者不明の場合は、市町村と農業委員会が連携して、地元での聞き取りや、転出先の住民票、登記簿等により所有者の把握に努める必要があります。
- 2 なお、農業委員会は、農業委員会法第29条により「委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる」(この場合、総会又は部会で農業委員会としての意思決定が必要)こととされていますので、1により把握に努めたにもかかわらず所有者が不明であった場合でも農地・非農地の判断を行うことは可能です。

(問3-8) 赤(判断未了)は必ず次年度に他に区分しなければならないのか。

- 1 全体調査で把握した耕作放棄地については、速やかに区分した上で解消分類を行うことが望ましいため、赤(判断未了)に区分された土地については、次年度の調査において速やかに他の区分(緑・黄・赤)へ再整理することとしています。
- 2 しかし、やむを得ない事情(当該地が農地法第4条第1項、第5条第1項の規定・許可に付された条件に違反すると認められる場合等)により赤(判断未了)を次年度の調査においても継続せざるを得ない場合は、他の区分に再整理できない理由及び再整理が可能となる時期について明確にし、それに従って再整理する必要があります。

(問3-9) 「非農地に区分された土地のうち、農用地区域内に存する土地については、市町村は、「農用地区域に残置するか否かの判断基準」に基づき農用地区域に残置するとした理由について整理する。」とあるが、なぜ理由を整理しなければならないのか。
また、理由の整理方法は任意でよいか。

- 1 農用地区域は、市町村の今後の農業振興を図るため、農業の公共投資その他農業振興施策を計画的・集中的に実施する一方で、転用を原則として認めない区域であることから、非農地に区分された土地が直ちに農用地区域から除外されることとなると、当該非農地周辺の土地において営農活動を行っていた農業者が不利

益を被るだけでなく、農業振興施策を効率的に実施することができなくなるおそれがあります。

- 2 このため、非農地に区分された土地の農用地区域に残置するか否かの判断については、「農用地区域に残置するか否かの判断基準」によりその基準を示しているところです。
- 3 市町村におかれましては、「農用地区域に残置するか否かの判断基準」に基づき農用地区域に残置するか否かを判断いただくこととなりますが、関係権利者や地域住民及び農業団体等に対してはその判断の根拠について明確に説明する必要があることから、農用地区域に残置する理由を整理いただくこととしました。
- 4 なお、理由の整理方法は任意ですが、農用地区域に残置する理由は、「農用地区域に残置するか否かの判断基準」3の(3)の判断基準に基づき具体的かつ明確にして示してください（残置しないとした場合にあっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更の際に、その理由を具体的かつ明確にして示すこととなります。）。

< 4 調査時期及び調査方法 >

（問 4 - 1） 森林化している農地は、現地へのアクセスが困難なことから調査が難しい。本当に一筆ごとに調査する必要があるのか。

アクセスが困難な土地についても現地にて確認いただくことが基本ですが、地形的に接近が不可能と見込まれる場合には、関係団体等からの聞き取りや現場近傍の高所からの確認等をもって現状を把握してください。

（問 4 - 2） 全体調査に用いる調査図面には何を用いればよいか。

- 1 全体調査に当たっては、「耕作放棄地の位置（概要）が分かる地図」と「農地の地番が一筆ごとに分かる図面」の2つを用意してください。
- 2 前者の地図としては、前年度の全体調査において作成した地図又は市販の住宅地図を想定していますが、これがない場合には、関係団体等からの聞き取りにより地図を作成してください。
- 3 後者の図面としては、市町村所有の農地情報図を想定していますが、これがない場合には、国土調査地積図・ほ場整備後の確定測量図・水土里情報図・市販の住宅地図・公図又はこれらに類するもののいずれかを用意してください。

（問 4 - 3） 全体調査と利用状況調査を別調査としている理由いかな。

- 1 全体調査は、耕作放棄地解消に向けた取組の推進を目的として市町村・農業委員会が耕作放棄地の荒廃状況等を把握し、市町村が、把握した耕作放棄地に係る解消計画を定めるものであるのに対し、

利用状況調査は、農地の有効利用の促進を目的として農業委員会が農地の利用状況等について調査を行い、遊休農地の所有者等に対し、農地の有効利用に向けた指導等を行うものです。

- 2 このように、両調査においては、調査目的、調査主体及び取りまとめ内容が異なっていることから、別調査として実施しているところです。
- 3 なお、両調査においては、調査手法及び内容について相互に関連している部分があるため、調査の実施に際しては、双方の調査を一括して行う等、調査で得た情報を相互に活用し、効率的な実施に努めてください。

(問 4 - 4) 利用状況調査との連携に努めるものとされているが、農地制度実施円滑化事業費補助金を全体調査に要した経費に充当することはできないのか。

- 1 農地制度実施円滑化事業費補助金は、農地法に基づく事務の適正実施のため、農業委員会が行う利用状況調査の実施等に必要な経費について支援するものです。
- 2 このため、全体調査に必要な経費については、農地制度実施円滑化事業費補助金の補助対象にはなりませんので、農業委員会等が作成する農地制度実施円滑化事業費補助金の計画書や実績報告書等については、全体調査に関する記述や考えは記載できません。
- 3 全体調査に対する支援としては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（2分の1補助）がありますので、こちらの活用をご検討ください。

< 5 耕作放棄地の解消分類 >

(問 5 - 1) なぜ、平成 22 年の一部改正では解消分類の実施主体を耕作放棄地解消対策協議会から市町村・農業委員会に変更したのか。

- 1 解消分類の作業を効率的に実施していただくため、実施主体を市町村の実情を熟知している市町村・農業委員会としたものです。
- 2 一方で解消分類に当たっては、関係機関において共通認識を持つことも極めて重要ですので、地域協議会等の意見を求め、検討を行うようにしてください。

< 6 解消分類の考え方 >

(問 6 - 1) 要解消地の所有者が不在であったり所有者が確知できない場合、解消分類を決めることはできないのではないのか。

- 1 解消分類は耕作放棄地解消の方向を示すものですので、所有者が確知できない場合でも分類は可能です。
- 2 なお、この場合、農業委員会、市町村等が所有者への働きかけを行うことを解

消計画に盛り込むことが考えられます。

(問6-2) (1) のアの(7)のbの(a)の「規模拡大を志向する地域の認定農業者・集落営農等(他地域からの入作者を含む)」の具体的な考え方は何か。

以下の場合が考えられます。

規模拡大を志向する地域の認定農業者・集落営農、新規就農者等が対象地を利用して営農する意思を表明している場合(他地域からの入作希望者を含む)。

(問6-3) (1) のアの(7)のbの(b)の「農業に参入する意向のあるNPO法人、農業協同組合、地場の会社等」の具体的な考え方は何か。
また、その存在をどのように把握すればよいのか。

1 これらの団体から対象地の利用に関する要望がある場合は、当該区分に該当します。

2 また、該当者の把握方法としては、

(1) 市町村又は農業委員会による意向調査を実施する。

(2) 都道府県の農地活用推進担当に問い合わせる。

といった方法等が考えられます。

3 なお、2の(1)の意向調査に対する支援としては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(2分の1補助)がありますので、こちらの活用をご検討ください。

(問6-4) (1) のアの(7)のbの(c)の「自ら飼料増産を行う畜産農家又は畜産農家と連携し飼料増産を行う者」の具体的な考え方は何か。

以下の場合が考えられます。

(1) 対象地において、畜産農家が自ら飼料増産を行う意思を表明している場合

(2) 畜産農家と連携し飼料増産を行う者(コントラクターや耕種農家)が対象地を利用して飼料増産を行う意思を表明している場合

(問6-5) 畜産農家が耕作放棄地に放牧する場合には、農地転用の許可が必要なのか。

1 当該耕作放棄地(農地)への家畜の放牧が、家畜の採食による除草等の農地の維持・管理(いつでも耕作できるような土地として維持・管理すること)の一環として行われる場合には、その土地は農地のままであると考えられますので、農地転用の許可を受ける必要はありません。

2 しかし、当該耕作放棄地(農地)について、農地としての維持・管理を目的とはせず、家畜の放牧の目的に供される土地にする場合には、農地を農地以外の

ものにするということになると考えられますので、農地転用の許可を受ける必要があります。

（問６－６）畜産農家が、耕作放棄地を飼料畑として所有者から借りる場合は、農地法に基づく許可が必要なのか。

当該耕作放棄地を畜産農家が飼料畑として利用するための農地の貸借に当たることから、農地貸借に係る農業委員会の許可を受ける必要があります。

（問６－７）（１）のイの（イ）について「基盤整備を行う場合」に該当するか否かの判断基準いかな。

また、基盤整備は、区画整理、暗きょ排水、客土、農道整備、重機を用いた整地だけではない。これら以外の基盤整備を実施する場合も「基盤整備後営農再開」に該当すると考えてよいのか。

- 1 「基盤整備を行う場合」に該当するか否かの判断基準としては、
 - (1) 基盤整備を行うための事業計画が策定済みであること
 - (2) 基盤整備を行うための、調査・計画が開始されていること
 - (3) 農業振興地域整備計画に位置付けられていること等、基盤整備が実施される見込みが一定程度確実と認められることを判断基準としてください。
- 2 全体調査要領３の(2)では、基盤整備の例として営農再開のために必要な工事（面整備）をあげていますが、これと併せて、農地利用を図るために、農業用排水施設の整備を実施する場合も想定されます。このような場合も「基盤整備後営農再開」に該当します。

（問６－８）（１）のイの（ウ）の「保全管理」について、最低限実施しなければならない事項は何か。

例示のうち、cの「農地を常に耕作しうる状態に保つ行為」は最低限実施する必要があります。

（問６－９）（２）の耕作者確保の見込みは、全ての要解消地について、所有者等の耕作の再開についての意向や考え方等を踏まえて判断しなければならないのか。

- 1 全体調査要領６の（２）では、利用状況調査等を行う中で示された所有者等の耕作の再開についての意向や考え方等を踏まえて耕作者確保の見込みを判断するものとしています。
- 2 これは「実際に示された所有者等の意志」と「解消分類」が齟齬を来さないよ

うにする趣旨で設けたものであり、全ての要解消地について意思の確認を行わなければならないものではありません。

< 7 耕作放棄地解消計画の策定 >

(問 7-1) 解消計画を策定する耕作放棄地の範囲いかん。

全体調査実施後、要解消地に振り分けられた土地について、解消計画を策定してください。

(問 7-2) 把握された耕作放棄地について、市町村の判断だけで解消計画を策定するのは困難である。地域における話し合いが必要ではないか。

解消計画の策定主体は市町村となりますが、計画策定に当たっては、地域協議会等において検討することが適当と考えます。

(問 7-3) 解消計画の見直しは、どのような場合に行えばよいのか。

- 1 例えば以下のような場合に見直しを行ってください。
 - (1) 集落で対象地の保全管理を行っていたが、営農再開が決定した場合
 - (2) 放牧予定だったが集落で地域特産物の生産を実施することになった場合
 - (3) 所有者等との連絡調整、再生作業等に時間を要し、解消予定が遅れる場合
- 2 解消計画の見直しを行う場合には、適宜、耕作放棄地全体調査表も変更いただき、解消分類の更新、集計表の作成・都道府県への提出をお願いします。

< 8 調査結果の取りまとめ >

(問 8-1) 耕作放棄地の状況に係る農地データについては、地番等の個人情報もあるので、都道府県への提供はできないのではないか。

- 1 耕作放棄地全体調査表の中では、特定の個人を識別できる耕作放棄地の所在・地番を整理していただきますが、都道府県への提出は市町村単位の集計表となりますので、これは個人情報には当たりません。
- 2 なお、耕作放棄地の状況に係る農地データについては、耕作放棄地の再生・有効利用の促進の観点から、再生利用を希望する農業者等からの問い合わせにいつでも対応できるよう各市町村・農業委員会において整理しておいてください。

【参考】

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます（個人情報の保護に関する

〔法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 2 条第 1 項〕。

〕

〔問 8 - 2〕耕作放棄地全体調査表の作成に当たり、地番や面積の特定が困難な耕作放棄地はどのように取扱うのか。

- 1 地番が特定できない場合には、調査表の地番欄は空白としてください（後日、地番が確認できれば、その時点で記入してください。）。
- 2 また、実測面積・登記簿面積が特定できない場合は、図上測量等により面積を把握し調査表に記入してください。

< 9 公 表 >

〔問 9 - 1〕具体的に何をいつ頃公表するのか。

平成 21 年度調査結果の公表と同様、都道府県別集計表と全国推計結果を公表することとありますが、現在のところ、公表手続きに係るスケジュールを特定できませんので具体的な公表時期は未定です。

〔問 9 - 2〕平成 20 年度調査結果と平成 21 年度調査結果では公表結果の名称が異なっている。なぜ名称を変更したのか。

平成 21 年度の調査結果については、

- (1) 結果公表と同日に行われた全体調査要領の一部改正により、全体調査が調査だけでなく解消計画の策定も含むこととなった結果、「耕作放棄地全体調査」の名称が調査結果の名称として不適當となったこと
- (2) 耕作放棄地についての単なる現地調査ではなく、荒廃した耕作放棄地に係る状況調査であること

から、公表名称を

「平成 20 年度耕作放棄地全体調査(耕作放棄地に関する現地調査)の結果について」から

「平成 21 年度の荒廃した耕作放棄地の状況調査の結果について」

へと変更しました。